



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

438	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)..... 1
439	〃	( 〃 )..... 1
440	身体障害者福祉法による医師の指定	( 〃 )..... 2
441	指定障害福祉サービス事業者の指定	( 〃 )..... 2
442	〃	( 〃 )..... 2
443	学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(果樹園芸課)..... 3
444	保安林の指定施業要件の変更	(森林整備課)..... 5
445	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)..... 5
446	〃	( 〃 )..... 6
447	〃	( 〃 )..... 6
448	〃	( 〃 )..... 6
449	〃	( 〃 )..... 7
450	〃	( 〃 )..... 7
451	〃	( 〃 )..... 7

## 告 示

### 和歌山県告示第438号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051500 118	みらい発達塾ダック有田校	有田市糸我町中番9 3-1	児童発達支援	株式会社健康ま んてん	和歌山市神前85-5	令和 元. 9. 1
			放課後等デイサービス			
			保育所等訪問支援			

### 和歌山県告示第439号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3051700221	デイサービスりんく	紀の川市畑野上333-1	共生型放課後等デイサービス	株式会社Link	紀の川市畑野上316-3	令和元.9.1

和歌山県告示第440号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定年月日	診断する身体障害の種類													
					視覚	聴覚	平衡	音声言語	そしゃく	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又ぼう直腸	小 腸	免 疫	肝 臓	
東祐一郎	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	令和元.8.29									○					
中野志仁	内科	くしもと町立病院	東牟婁郡串本町サンゴ台691-7	令和元.8.29									○					
西岡修平	整形外科	有田市立病院	有田市宮崎町6	令和元.8.29							○							
榊雅之	心臓血管外科	紀南病院	田辺市新庄町46-70	令和元.8.29							○							
岡村英夫	循環器内科	独立行政法人国立病院機構和歌山病院	日高郡美浜町和田1138	令和元.8.29							○							

和歌山県告示第441号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011400680	ニチイケアセンター下津	海南市下津町丁字竹ノ下103-1	居宅介護 重度訪問介護	特定なし 加算対象者以外の者 難病等対象者	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	令和元.9.1

和歌山県告示第442号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
-------	--------	---------	-------------	--------------	--------	----------------	--------

3021700 913	グループホーム 樹	紀の川市窪149- 4	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象者	株式会社桜桃	大阪府泉佐野市 羽倉崎2-5-2-10 8	令和 元. 9. 1
----------------	--------------	----------------	--------	-----------------------------------	--------	-----------------------------	---------------

## 和歌山県告示第443号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、学校給食用和歌山県産温州みかんの調達に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 調達年度

令和元年度

## (2) 調達案件名

学校給食用和歌山県産温州みかん

## (3) 調達物品の特質等

仕様書による。

## (4) 納入期限

仕様書による。

## (5) 納入場所

仕様書による。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、令和元年9月10日（火）現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 和歌山県が行う競争入札に関する参加資格の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 国税及び和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は経営に実質的に関与している者でないこと。

(6) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしている者でないこと。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 和歌山県内に本店を有する者であること。

(9) 青果物の販売実績を2年以上有し、かつ、法人にあっては、青果物の販売を目的としていることが、登記事項証明書により確認できること。

(10) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における和歌山県産温州みかんの販売量が、仕様書で定める調達予定数量と同等以上の数量であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（申請者が代理人を選任した場合にあっては、競争入札参加資格審査申請書（兼委任状））

- イ 提出日において、発行後3か月を経過していない印鑑証明書
- ウ 業務概要調書
- エ 業務実績調書
- オ 役員等に関する調書
- カ 法人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
- キ 個人にあっては、提出日において、発行後3か月を経過していない住民票
- ク 和歌山県が課する県税（延滞金等を含む。）の全税目に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
- ケ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことが確認できる納税証明書で、提出日において、発行後3か月を経過していないもの
- コ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
- サ 2の（9）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し
- シ 2の（10）に掲げる要件を満たすことを証する書類の写し
- ス 使用印鑑届

(2) 資格審査申請時点において、現に有効な和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号に規定する入札参加資格登録制度による登録を受けている者にあつては、当該登録に係る通知書の写しを提出することにより、（1）のイからコまで及びスに掲げる申請書類に代えることができる。

(3) （1）のア、ウからオまで及びスに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年9月10日（火）から同月26日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) （1）に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年9月10日（火）から同月17日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

(5) （4）の質問に対する回答は、令和元年9月19日（木）午後5時までに書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

なお、その内容については、和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課のホームページ（<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070300/d00202174.html>）に公表するものとする。ただしその内容が軽微なものについては、口頭による回答のみとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年9月10日（火）から同月26日（木）までの休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵送による場合は、書留郵便により令和元年9月26日（木）午後5時までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県農林水産部農業生産局果樹園芸課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁東別館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2903（直通）

ファクシミリ番号 073-441-2909

#### 6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格の結果通知書を令和元年10月8日（火）までに郵送する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、6の通知を受けた日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、(2)の書面を受領した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第444号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第445号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。  
令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成30年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年8月30日

和歌山県告示第446号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成30年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年8月30日

和歌山県告示第447号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成30年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年8月30日

和歌山県告示第448号

和歌山県有田市宮崎町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成27年10月27日から平成30年2月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市宮崎町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域

和歌山県有田市宮崎町の一部地区

- 5 認証年月日  
令和元年8月30日

**和歌山県告示第449号**

和歌山県有田市宮崎町の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県有田市
- 2 調査を行った時期  
平成27年10月27日から平成30年2月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県有田市宮崎町の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県有田市宮崎町の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年8月30日

**和歌山県告示第450号**

和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県海草郡紀美野町
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成30年6月29日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県海草郡紀美野町明添の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年8月30日

**和歌山県告示第451号**

和歌山県田辺市江川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年9月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期

平成27年4月16日から平成30年3月9日まで

3 成果の名称

和歌山県田辺市江川の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市江川の一部地区

5 認証年月日

令和元年8月30日